

平成 30 年 9 月

遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 9 月 25 日（火） 午前 9 時 00 分～午前 9 時 40 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
- 報告事項 4 賃借料の変更通知書の受理についての訂正について

- 議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 23 号 農用地利用配分計画案について
- 議第 24 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏 名						
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一			南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
蕨岡	池田 龍介	北部	高橋 正人				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 9 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
13 番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。 16 名全員出席で、過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で 2 名出席しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	おはようございます。また、お忙しい中ご苦勞様です。 先月の総会で、東北・北海道フォーラムが台風の影響がなくてよかったと話したわけですが、その 10 日後くらいには札幌を含む大地震がありました。空港や道路、ライフラインにも影響があり、一瞬で麻痺状態になりました。私たち農業委員会も、多少日にちがずれて被害には遭わなかったわけですが、考えるとゾッとします。今日の新聞に、北海道の厚真町の農家の田んぼは、4 割の被害と書かれておりました。 私たちも、今、収穫中ではありますが、聞いた情報によりますと、どまんなかで 8~9 俵、ひとめぼれで 7 俵くらいと聞いております。それぞれ、個々で違いますが、あまりよくはないように思われます。 収穫の中盤でありますけれども、くれぐれも怪我や事故の無いよう、気を付けて作業を行いましょう。 それでは、今日の総会に提出された案件の慎重審議、よろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 1 番齋藤誠喜委員、2 番鈴木寿一委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。 報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 3 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。

	<p>番号 36 計 15 筆、20,950 m² 番号 37 計 1 筆、500 m² 番号 38 計 4 筆、687 m² 以上 3 件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、報告事項 2.解約について説明します。 番号 4 計 12 筆、26,839 m² 解約の事由は、農地中間管理機構への利用権設定のためです。 議第 23 号でマッチングします。 続きまして、報告事項 3.賃借料の変更通知書の受理について、説明します。 すべて農地中間管理機構を介した契約です。賃借料を 19,000 円から 17,000 円へ変更します。 番号 1-1、1-2 計 1 筆、851 m² 番号 2-1、2-2 計 2 筆、3,194 m² 番号 3-1、3-2 計 4 筆、12,296 m² 番号 4-1、4-2 計 1 筆、3,104 m² 最後に、報告事項 4.賃借料の変更通知書の受理についての訂正について、説明します。 この件は、平成 28 年 9 月総会で賃借料変更を報告した際に「変更後の存続期間」の記載に誤りがあったため、訂正するものです。賃借料変更はあくまでも賃借料のみの変更であり、当初設定した利用権設定の終期に変更はありません。当初利用権を設定した平成 23 年 9 月総会では「平成 33 年 9 月 30 日」が終期に設定されていたので、これが総会議案書に記載すべき終期だったこととなります。 訂正後の「変更後の存続期間 賃借料支払条件」の欄に訂正後の期間と終期を記載しております。なお、貸人、借人には平成 30 年 9 月 7 日付で訂正の文書を送付しております。 報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 1 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(2)利用権設定は新規設定が 2 件、再設定が 2 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 (2)利用権設定</p>

	<p>番号 33、34 については同一人と再設定です。 番号 33 計 3 筆、3,290 m² 単価は 10a あたり 0 円と 19,000 円です。 番号 34 計 1 筆、3,261 m² 単価は 10a あたり 5,000 円です。 番号 35、36 は農地中間管理機構を介した契約です。 期間は 10 年、新規に設定となります・ 番号 35 計 12 筆、26,839 m² 単価は 10a あたり 15,000 円と 17,000 円です。 番号 36 計 2 筆、3,921 m² 単価は 10a あたり 17,000 円です。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>9 月 19 日に、202 会議室で 7 名中 6 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 23 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。 総会議案書の 11 頁、A3 版の頁をご覧ください。第 1 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、議第 22 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛させていただきます。 なお書類は左側の借受者が新たな受け手、中央が土地の所在、契約面積、契約期間、賃借料、右側が出し手となっております。 以上です。</p>

議長	<p>配分計画案の一番左側に番号が振られておりますが、はじめに1番の案件について審議いたします。この件は、菅原寛志委員に関する案件ですので、菅原委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(8番菅原寛志委員退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。番号1について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第23号 農用地利用配分計画案についての番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第23号 農用地利用配分計画案についての番号1について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>菅原寛志委員は着席願います。</p> <p>(8番菅原寛志委員着席)</p> <p>それでは次に、番号2の案件について質疑を行います。</p> <p>この件は、鈴木一弥委員と川俣義昭委員に関する案件ですので、鈴木委員、川俣委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(4番鈴木一弥委員、6番川俣義昭委員退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。番号2について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第23号 農用地利用配分計画案についての番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第23号 農用地利用配分計画案についての番号2について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>鈴木一弥委員、川俣義昭委員は着席願います。</p> <p>(4番鈴木一弥委員、6番川俣義昭委員着席)</p> <p>次に、議第24号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は2頁から、補足説明資料は2頁からご覧ください。議案書の13頁、14頁の下段に意見依頼書を掲載しております。</p> <p>番号1の農用地区域より除外しようとする土地は、計1筆511㎡です。変更理由は墓地用地の整備のためです。</p> <p>審査基準書の3頁の現地調査写真をご覧いただきたいのですが、申請地の南西側に既存の墓地があります。その隣地に32区画の墓地用地を整備するものです。</p> <p>番号2については、計1筆、3,289㎡です。変更理由は工場の増設のた</p>

	<p>めです。</p> <p>申請地の東側に事業計画者の既存の工場があります。事業の発展に伴い敷地が狭くなったため、拡張して工場を増設したいというものです。</p> <p>農振法第13条第2項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.他に代替する土地がないこと 2.農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと 3.農地の利用集積に支障を及ぼさないこと 4.農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと 5.土地改良事業から8年以上経過していること <p>以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、農振除外後は、2件とも農地転用許可申請が提出される予定です。いずれも19日に現地調査を行っております。</p> <p>1番については、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、高橋正樹委員の3名で、2番については、齋藤部会長、今野副部会長、佐藤重一部会員、大谷進一推進委員の4名でそれぞれ現地調査を行っておりますので、報告をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤土地専門部会長より番号1と2併せて、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>19日に現地調査を行いました。</p> <p>基準書の位置図ですが、集落に上る手前にある墓地のところですが、下の字限図ですが、赤いところが申請場所で、南西側が墓地になっております。写真でもわかるように、墓地に隣接しているというところでありまして、草で覆われておりましたが、草刈りをすれば畑にできるという状態でありました。申請地の変更理由で墓地用地の整備のためということで、除外しても周りの農地に悪影響を与えないと思われましたので、農振除外しても問題ないと見てまいりました。</p> <p>2番ですが、これも19日に現地調査を行っております。</p> <p>位置図ですが、皆さん分かりますと思いますが、工場の脇の田んぼということになります。下の写真では、現在の工場が見えます。工場を増設するための敷地を求めるということで、今回、農振除外ということになっております。いずれ、建物が建つわけで、周りの農地が日陰にならないのかとか、境界の雑草の草刈はどうか、悪臭がするのではないか等々、現地調査では心配することが出ましたが、隣接する地権者、生産組合長、区長の了解を得ているというようなことで、それが問題が無ければ、農振除外してもよろしいのではないかと考えてまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、次に9番今野副部会長からも2件併せてお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>1番の方ですが、2年前までは自家用野菜を栽培していました。亡くなってからは誰も耕作していない状態です。亡くなった方の娘さんが2人おられますが、2人ともお嫁に行っていて管理する人がいません。自宅の方も、</p>

	<p>今は空き家状態です。墓地のすぐ隣の土地ということで、お寺さんに求めてもらった方が管理できると思います。許可相当だと判断してきました。</p> <p>2番ですが、私が一番気にしているのが、臭いです。さらに工場を大きくすると、その臭いがひどくなるんじゃないかなと懸念しているんです。例えば、東風が吹けば西側の集落の方へ流れていきますし、西風が吹けば北東、南東の集落に流れていきます。それが、苦情とか出ていなければ特に問題はないと思っていますけど、役場の方に苦情とかは上がっていないのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈事務局 特に聞いておりません〉</p> <p>分かりました。それがなければ問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番高橋正樹委員より1番について現地調査の報告をお願いします。 (5番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5番高橋正樹委員	<p>1番に関してですが、除外し転用して、檀家の皆さんから管理してもらった方がこの先いいのかなと思って見てきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>15番佐藤部会員より2番について現地調査の報告をお願いします。 (15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤重一委員	<p>2番の工場増設の件ですが、やっぱり臭いとか周りの草刈、工場ですので管理してくれるものと確信しておりますけれども、臭いだけはどうしようもないかなと考えております。</p> <p>部会長と副部会長と同じで除外問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>最後に、大谷推進委員より2番について現地調査の報告をお願いします。 (大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>2番の方ですけれども、今、話ありましたけれども、臭いと、今までも畦畔の草刈やっていたようなんですけれども、工場広げた場合、隣接する田んぼが使われているわけですので、管理の方心配しているところがありますけれども、それ以外は問題ないかと思います。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>区長さんと生産組合長さんの了解はもらっているという話でしたけれども、周辺の住民の方々の了承はどうなっているのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>開発許可の方でとっているかどうか確認したいと思います。</p>
事務局	<p>補足ですが、懸案の臭いということに関しては、産業創造係の方で企業を奨励するという立場で色々回ってますが、臭いということで直接の苦情というのは無い状況です。</p> <p>ただ、環境係の方にどのような地元の話があるかということは詳しくは聞いていないので、全然ないとは言いきれませんが、とりあえず産業創造係の方には来ていないということです。</p> <p>来週、区長さんと地元の方々にお集まりいただきまして、産業課では産業創造の部門と地域生活課では環境の方で出向きまして、増設に関して地</p>

	<p>元説明会という形で地区の方々に説明する会を設けるという予定になっています。</p> <p>その際に、なお臭いとか、周囲が農地になってますので敷地の草刈の件、会社でも徹底していただくようお話をしながら進めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>(3 番渡会 健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番渡会 健委員	今の説明ですが、地元集落だけですか。隣接全部ですか。
事務局	今のところ、地元集落を対象にということです。
3 番渡会 健委員	できれば、隣接集落も対象にいただければありがたいと思います。
事務局	分かりました。ちょっと計らってみます。
議長	他にありますか。
	(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
1 番齋藤誠喜委員	<p>現地調査の時に、担当の行政書士に地権者、周りの人、区長、生産組合長の了解は得ていると聞いたんですけども、今、事務局が言われたように、後で問題が起きないように、きちんと聞き取り等してもらって、農業委員会でもいろいろ心配しているところがありましたのでということをお伝えしてもらえればと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	はい、了解しました。
議長	他にありますか。
	(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
9 番今野一彦委員	<p>あと、水の関係ですけれども、雨水は仕方ないとして、工場内で水を使うのかどうか分からないですけれども、いろいろ洗浄などした時の排水関係をきちんとしてほしいと思います。</p> <p>今、どういう状況になっているか分かりませんが、排水路に垂れ流しはしてないと思いますけれども、水、排水、工場内で使った水の処理の仕方も検討してください。お願いします。</p>
事務局	今、排水の件、話ありまして、そうかと思いましたが、その件も説明会の際に、どのようなことになるか確認して、適正に処理されるように努めたいと思います。
議長	他にありませんか。
	<p>この件に関しては、説明会で農業委員会からの話を出してもらいたいと思います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 24 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 24 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 9 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>